

保護者の皆様へ

## 高校生等奨学給付金制度に係る受給申請書等の提出について(お願い)

初夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は長野県の教育行政に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、長野県では、国の補助を受け、授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減することを目的として給付金を支給する「高等生等奨学給付金制度」を平成26年度に創設しました。

また、令和2年度には、御家庭の事情に応じて御活用いただける、新入生に対しての早期給付及び家計急変世帯への給付メニューも加わりました。

この奨学給付金制度の令和5年度の支給対象者は、国公立高等学校に在学している生徒の保護者等のうち、長野県内に住所を有しており、かつ生活保護（生業扶助）を受給している方又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の方となります。

つきましては、対象となる保護者等の皆様は、「高校生等奨学給付金受給申請書」に以下のいずれかの書類を添付し、別紙「令和5年度 奨学給付金事務スケジュール」に記載された期限内に提出してください。

- 1 「高等学校等就学支援金個人番号（マイナンバー）利用申込書」により保護者（親権者）等の個人番号を既に高等学校へ提出している方
  - ・ 高校生等奨学給付金個人番号利用申請書兼同意書※令和5年8月30日までの受給をご希望の場合は、課税証明書等の提出をお願いします。
- 2 1に該当しない方
  - ・ 令和5年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書等）

この件について御不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

【問合せ先】

松本県ヶ丘高等学校事務室

TEL：0263-32-1142

## 【奨学給付金】令和5年度 奨学給付金事務スケジュール

給付回数	給付可能メニュー			書類提出期限	支給予定日(※1)	税額確認の方法	備 考
	早期給付	通常給付	家計急変				
1回目	○	-	○ (早期給付)	5月22日(月)	6月30日(金)	課税証明書等(※2)	早期給付最終
2回目	△	○	○	6月23日(金)	7月31日(月)	課税証明書等(※2)	
3回目	×	○	○	7月21日(金)	8月30日(水)	課税証明書等(※2)	
4回目	×	○	○	8月23日(水)	9月29日(金)	課税証明書等、マイナンバー	通常給付最終
5回目	×	△(※3)	○	9月22日(金)	10月30日(月)	課税証明書等、マイナンバー	
6回目	×	△(※3)	○	10月23日(月)	11月29日(水)	課税証明書等、マイナンバー	
7回目	×	×	○	11月20日(月)	12月22日(金)	-	
8回目	×	×	○	12月21日(木)	1月31日(水)	-	家計急変最終(原則)

(※1) 申請状況等により、給付日は前後することがあります。

また、上記日程以外での給付は行うことができません。

ただし、12月21日以降に家計が急変し、2月中に家計急変の申請を希望する場合は、高校事務室にご相談ください。

(※2) 3回目までの給付については、マイナンバーの提出による税額照会は行っていません。

お手数をおかけしますが、課税証明書等のご提出をお願いします。

(※3) 8月23日が提出期限ですが、災害・病気等のやむを得ない理由により提出できなかった場合のみ、申請受付が可能です。

やむを得ない理由にあたるか否かの判断については、高校事務室にご相談ください。

制度・申請に関する問い合わせ先：松本県ケ丘高等学校事務室

電話：0263-32-1142

メール：agata-hs@pref.nagano.lg.jp